

職員の懲戒処分の公表について

北部上北広域事務組合職員の懲戒処分の基準等に関する規則の規定第2条に基づき下記のとおり処分を行いましたので、北部上北広域事務組合職員に対する懲戒処分の公表基準に基づき公表します。

記

1. 処分日 令和元年9月30日

2. 処分概要

(1) 所 属 横浜消防署

(2) 職 名 (階級) 消防司令

(3) 年 齢 49歳

(4) 性 別 男性

(5) 処分内容 被処分者 停職(3月)
管理監督者処分
消防署長に文書による訓告
消防長に文書による嚴重注意

(6) 事案概要及び処分理由

平成31年2月17日(日)に弘前市内の商業施設駐車場敷地内において、秋田県北部に居住する女子児童(当時17歳)が18歳に満たない児童であることを知りながら、現金を供与して淫らな行為をし、「児童買春・児童ポルノに係る行為の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」により逮捕され、罰金50万円の略式命令を受けたもので、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当するもので、当組合の懲戒処分に関する規定に基づく処分量定としたものである。

3. 消防長から

このような事態を招いたことを重く受け止めて、改めて住民の皆様に深くお詫び申し上げます。今後は再発防止の徹底と綱紀肅正を図り住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。